

議案参考資料

[平成 29 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

企 画 課 企 画 係

議案名

議案第 1 号 桐生市総合計画条例案

趣旨・目的

桐生市における総合計画の位置付けを明確にするとともに、その策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営に資するため、新たに条例を制定しようとするものです。

概 要

桐生市のまちづくりの方針を示す総合計画の策定に関し、必要な事項を定めます。

- 1 総合計画の策定を義務化します。
- 2 総合計画を桐生市の最上位の計画と位置付けます。
- 3 総合計画の基本部分となる基本構想の策定等に当たっては、議会の議決を経なければならないこととします。
- 4 市長の諮問に応じて総合計画に関する事項を審議する桐生市総合計画審議会について定めます。

(施行期日： 公布の日)

背景・経過

将来にわたるまちづくりの目標を明らかにし、その目標を実現するための施策を総合的かつ計画的にまとめた市政運営の指針となる総合計画は、基本部分である「基本構想」については、議会の議決を経て定めることが地方自治法において義務付けられていました。しかし、国の地域主権改革の下、平成 23 年の同法の改正により、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決の要否は、地方公共団体の独自の判断に委ねられることとなりました。

桐生市では、将来に向けまちづくりを進めていくに当たっては、行政の継続性の確保が重要であるとの認識の下、中長期的視点に立ったまちづくりの方針を示し、各個別計画の最上位計画と位置付けられている総合計画は今後とも必要であると考え、現行総合計画の改定の機会に合わせ、総合計画の位置付けを明確にするとともに、その策定等に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものです。